

# 「山梨市新型インフルエンザ等対策行動計画」の概要



第1部

総論

論

## 1-1. 背景・改定の経緯

- 感染症危機を取り巻く状況を概説・新型インフルエンザ等対策特別措置法の概説
- 市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定の経緯を解説
- 新型コロナ対応での経験を次なる感染症危機への対処に反映

## 1-2. 計画の位置づけ・理念

- 特措法第8条第1項の規定により、県行動計画に基づき、市の感染症有事への備え及び事態対処の方策を定めるものである。
- 特措法に基づき定める本計画の対象疾病は、同法が適用される新型インフルエンザ等とする。
- 新型インフルエンザ等の感染症危機への対処における市の目指すべき姿と目標は、県行動計画と同一とする。

目指す姿と  
実現すべき目標

感染症に  
強靱な社会

- ✓ 感染症危機に対応できる平時からの体制づくり
- ✓ 市民生活及び社会経済活動への影響の軽減
- ✓ 基本的人権の尊重

## 1-3. 対策の実施主体と実効性の確保

実施主体

市、市民、県、指定地方公共機関等、医療機関、消防機関、検査機関、宿泊施設、保育所等、学校等、高齢者施設等、各分野の関係団体、特定接種登録事業者、一般事業者

実効性の確保

- ✓ EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の考え方にに基づく対策の推進
- ✓ 新たに感染症危機への備えの機運の維持
- ✓ 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施
- ✓ 市行動計画に基づく取組の定期的なフォローアップ、  
おおむね6年ごとに計画の見直し

## 1-4. 対策の目的と基本的考え方

- 次の2つの目的で対策を実施

目的1 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命・健康を保護

目的2 市民の生活・経済に及ぼす影響を最小化

基本的な  
考え方

- ・接触機会抑制などの医療による対応以外の感染対策と医療対応とを組み合わせ実施
- ・人権への配慮や対策の有効性、社会・経済活動への影響等を総合的に勘案して対策を選択

## 1-5. 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

- 新型インフルエンザ以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定
  - 対応時期を下図のように定め、感染拡大の繰り返しや対策の長期化も念頭に置いたシナリオを想定
- 準備期では、感染症有事に備えた取組を実施  
初動期では、病原体の性状が未知で情報が極めて少ない中であっても、機動的に対処  
対応期では、4つの段階に分け、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替え

区分	対応時期の定義
準備期	新たな感染症危機の発生前の段階（P）
初動期	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階（A）
対応期	府県対策本部が設置され、基本的対処方針が策定・公示されて以降の段階 <ul style="list-style-type: none"><li>◆ 封じ込めを念頭に対応する時期（B）</li><li>◆ 病原体の性状等に応じて対応する時期（C-1）</li><li>◆ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（C-2）</li><li>◆ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期（D）</li></ul>

## 1-6. 対策の基本項目

- 「山梨県新型インフルエンザ等対策行動計画」において示している11の対策項目のうち、国や県による取組が多数を占める項目を除いた7つの対策項目を設定

### 市行動計画における対策項目

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 生活・経済の安定の確保

- 各対策項目における  
対応の在り方は  
個別にマニュアルを作成

- 「人材の養成」「行政機関間の連携」「DXの推進」の3項目は、対策項目にとらわれない横断的視点で取り組む内容を記載

## 1-7. 対策を実施する上での留意事項

- 平時の備えの充実、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え、基本的人権の尊重、記録の作成・保存など通則的な留意事項を提示
- 各対策項目における取組のポイントを解説

第2部に示す取組への理解の一助とし、  
新型インフルエンザ等対策の実行可能性を確保

## 2-1～2-2.対策項目①～対策項目②の理念・目標及び時期に応じた取組

対策項目	理念・目標	準備期	初動期	対応期
① 実施体制	感染症危機への対応能力向上 適切に対応できる機動的な体制構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市行動計画や業務継続計画（BCP）等の作成や市対策本部等の体制整備・強化を行う</li> <li>○県や医療機関等による研修を活用し、職員等の養成を行う。</li> <li>○感染症対策委員会等を活用し、医療・保健、情報発信等の重要項目について協議する。</li> <li>○関係機関等との役割分担及び連携強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報収集と情報把握を行う。</li> <li>○各関係機関との連絡体制の確立</li> <li>○市の組織体制を機動的に変更する。必要に応じ特措法によらない市対策本部の設置を検討。</li> <li>○迅速な対策の実施に必要な予算の確保と活用の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本計画及び業務継続計画（BCP）に基づき、全庁的な対応を推進し、緊急事態宣言がなされた場合、市対策本部の設置及び緊急事態措置に関する総合調整を行う。</li> <li>○市における対策が円滑に進むよう、県からの派遣要請があった場合は市職員（リエゾン）の派遣を行う。</li> <li>○実施体制を維持するため、必要に応じて他市町村又は県又は国への応援要請や県へ事務代行の要請を行うなど、長期化に備え職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を実施する。</li> <li>○必要に応じて対策に必要な財源の確保を行う。</li> </ul>
② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	感染症に関する科学的根拠に基づく情報の適時適切な発信 市民や事業者とリスク情報と対策を共有し適切な判断・行動を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○感染症有事において信頼性のある一貫した情報提供・共有を行う上で必要な体制を整備する。</li> <li>○県・国から来る感染症に関する情報を共有し、市民に分かりやすく発信する。</li> <li>○配慮が必要な者に対して適時適切に情報共有ができるよう、配慮する。</li> <li>○相談窓口等の円滑な設置等の手順の確認をする</li> <li>○研修や実践による職員の資質向上を図る。</li> <li>○偏見・差別等の防止のための普及啓発や偽・誤情報に関する注意喚起を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各種媒体を活用し、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。</li> <li>○コールセンターや相談窓口を設置し、相談体制を構築する。</li> <li>○国・県等のサイトやQ&amp;A等を市民等に提供・共有とともに冷静な対応を促すメッセージを発信する。</li> <li>○偏見・差別等に関する情報を整理し、偏見・差別等の防止に関する発信や科学的根拠に基づいた情報を発信し、市民等が正しい情報を入手できるよう努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各種媒体を利用し、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有や団体等を通じた情報提供・共有を図る。</li> <li>○国・県等のサイトやQ&amp;A等を市民等に提供・共有とともに冷静な対応を促すメッセージを発信する。</li> <li>○コールセンターや相談窓口等を設置し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを実施相談体制を強化する。</li> <li>○偏見・差別等に関する情報を整理し、偏見・差別等の防止に関する発信や科学的根拠に基づいた情報を発信し、市民等が正しい情報を入手できるよう努めるとともに、SNS等の事業者に対して必要な協力、要請等を実施する。</li> <li>○感染症の発生や対応の変更等、県・国から来る情報を整理し、状況に応じた情報発信を行う。</li> </ul>

## 2-3～2-4.対策項目③～対策項目④の理念・目標及び時期に応じた取組

対策項目	理念・目標	準備期	初動期	対応期
③ まん延防止	<p>感染症危機に対応する準備のための時間を確保</p> <p>必要な措置を適時適切に実施する</p> <p>状況の変化に応じ、まん延防止対策の見直しを柔軟かつ機動的に行う</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域のまん延防止対策を実施するため、業務継続計画（BCP）を適宜更新する。</li> <li>○対策の内容やその意義について、市民等への周知を図る。</li> <li>○基本的な感染対策の普及・有事の対応等についての理解促進を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○業務継続計画（BCP）又は業務計画に基づく対応を準備する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国や県が発出するまん延防止対策の方針に基づき、適切な対応を講ずる。</li> <li>○業務継続計画に基づく事業の展開を行う。</li> <li>○各部署との連携により適切なまん延防止対策を実施する。</li> <li>○封じ込めを念頭に対応する時期のまん延防止対策として、人と人との接触の機会を減らす等、事業所や学校等に対する対応等を県からの要請に応じ市民にその内容を周知し協力する。</li> <li>○県から県対策本部長権限としての協力要請またはまん延防止等重点措置の要請が出された場合、その内容を市民に周知しその対応に協力する。</li> <li>○ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期のまん延防止対策として、強度の低いまん延防止対策を実施し、基本的な感染症対策へ速やかな移行の準備を行い、病原体の変異等により、病原性や感染性が高まる場合には、そのリスクに応じて対策を講ずる。</li> <li>○特措法によらない感染症対策に移行する時期の対策として、まん延防止対策の評価、対策の改善等を実施する。</li> </ul>
④ ワクチン	<p>予防接種体制の確保</p> <p>予防接種に関する市民や医療関係者の理解を深める</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医師会等と連携し、接種体制の構築に向けた検討、訓練を行う。</li> <li>○県と連携し、ワクチンの円滑な流通を可能とする体制整備、資材の確保方法等の確認・確保に向けた準備を行う。</li> <li>○市内のワクチン配送事業者の把握、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定する。</li> <li>○特定接種の円滑な接種体制を構築する。</li> <li>○国・県等の協力を得ながら、市内に居住する者に対し速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。</li> <li>○予防接種やワクチンへの理解を深める啓発及び市民等の理解促進を図る。</li> <li>○国が基盤整備する予防接種事務のデジタル化・標準化にDX推進に係る協力をする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○接種会場の確保、接種に携わる医療従事者・資材等予防接種体制の構築を図る。</li> <li>○特定接種における医療従事者を医師会等の協力を得て、確保し、登録事業者に対して、必要な支援を行う。</li> <li>○全庁的な実施体制の確保、業務負担の軽減策の検討を行う。</li> <li>○施設入所者等接種会場での接種が困難な市民が接種を受けられるよう関係団体等と協力し接種体制を構築する。</li> <li>○感染性産業廃棄物への必要な措置を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○構築した接種体制に基づき、予防接種を実施し、追加接種が必要な場合においても、接種体制を継続的に整備する。</li> <li>○医療機関や接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるような体制を検討し、接種体制を確保する。</li> <li>○市が実施する予防接種に関する情報について、市民へ周知し、正しい情報に基づいて判断が行えるよう、必要に応じ相談窓口を設置する。</li> <li>○市は接種歴の確認と接種誤りを防止できるよう、また接種を受けた人が接種記録を閲覧できるようシステムを活用し接種記録の適切な管理を行う。</li> <li>○予防接種により健康被害が生じた場合は、その申請を受け付け、審査会を開催する。その結果予防接種との因果関係が否定できないと認定された場合は救済する。</li> </ul>

## 2-5～2-7.対策項目⑤～対策項目⑦の理念・目標及び時期に応じた取組

対策項目	理念・目標	準備期	初動期	対応期
⑤ 保健	患者の症状に応じた療養支援等を行い、市民の生命及び健康を守り抜く	<ul style="list-style-type: none"> <li>○感染症有事における健康観察及び療養生活支援に関する支援体制の構築</li> <li>○関係機関等との意見交換や必要な調整を通じ、連携を強化する。</li> <li>○県・保健所の実施する感染症危機に備える体制整備に協力する。</li> <li>○市民への正しい知識の迅速かつ的確な普及啓発等のため、県や医療機関等の関係機関との情報共有や連携強化を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新型インフルエンザ等の感染を疑う行動歴や症状がある場合は、必要に応じて県が保健所に設置する相談センターへ相談するよう周知する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関係機関と連携して、感染症対応業務を行う。</li> <li>○県が実施する健康観察に協力するとともに、県から当該患者やその濃厚接種者に関する情報等の共有を受けて、必要なサービスの提供又は物品の支給に協力する。</li> <li>○県と協力し、地域の医療提供体制や相談センターを通じた医療機関への受診方法等について市民等に周知する。</li> <li>○特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期には、留意すべき点及び保健所等での対応の縮小について、市民・事業者等に対し丁寧に説明を行う。</li> </ul>
⑥ 物資	感染症対策物資等の確保により、感染症危機への対応力を高める	<ul style="list-style-type: none"> <li>○感染症対策物資等を備蓄し、定期的に確認を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○感染症対策物資等の現状確認を行う</li> <li>○不足が見込まれる物資等の確認を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療機関や各施設等優先順位に基づき、物資の配布を行う</li> <li>○感染症対策物資等の確保を行い、配布拠点と配送ルートを確認する。</li> <li>○県は国に対し、市は県に対し、それぞれ必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請する。</li> <li>○物資や資材が不足するときは、代替品の有効性などの情報を随時提供・共有する。</li> </ul>
⑦ 生活・経済の安定の確保	感染対策と市民の生活・経済との両立を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○窓口となる担当者を定め、関係機関との連携や庁内間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。</li> <li>○国、県とともにDXを推進し、適切な仕組みを整備し、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くように留意する。</li> <li>○事業（業務）継続計画（BCP）の策定を目指す事業者を支援する。</li> <li>○必要な食料品や生活必需品等を備蓄し、事業者や市民に対しても衛生用品等の備蓄を行うことを勧奨する。</li> <li>○国、県からの要請を受けて、要配慮者等への生活支援等の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともに施設等と連携した具体的手続を決める。</li> <li>○県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等を検討・能力を超過した場合の体制整備・市内における火葬の適切な実施ができるよう調整・戸籍事務担当課等の関係機関との調整を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国や、県と連携し、事業継続に向けた準備を行う。</li> <li>○生活必需品等の安定かつ適切な供給のための周知を行う</li> <li>○一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○まん延防止措置に伴う心身への影響を考慮し、孤独・孤立対策、フレイル予防、子供の発育発達に関する影響への対応を実施する。</li> <li>○学校の使用制限や長期臨時休業等の要請がなされた場合、教育・学び等の機会の確保に配慮する。</li> <li>○国、県の要請も踏まえ、施設等と連携し、要配慮者等への生活支援等の対応等を行う。</li> <li>○生活必需品等の安定かつ適切な供給のため、買占め及び売惜しみが生じないように周知し、市民への迅速かつ的確な情報共有を行い、相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。</li> <li>○県からの要請を受け、火葬体制確保と市域臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、対応できるよう努める。</li> <li>○まん延防止措置により影響を受けた事業者を支援するために必要な財政措置等を公平性を考慮し、効果的に講ずる。</li> <li>○各支援策のほか、措置により生じた市民生活及び社会経済活動への影響に対し、国及び県の財政措置の状況を踏まえ、必要に応じた支援を行う。</li> </ul>